

## 情報通信審議会 有線放送部会（第25回）議事録

### 第1 開催日時及び場所

平成20年1月28日(月) 16時00分～17時45分

於、1002会議室

### 第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子、長村 泰彦、  
根岸 哲（以上5名）

### 第3 出席した関係職員

#### (1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）、藤島 昇（地域放送課長）、  
吉田 真人（放送政策課長）、長塩 義樹（放送政策課企画官）

#### (2) 中国総合通信局

吉本 孝司（放送部長）

#### (3) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

### 第4 議題（非公開にて審議）

#### 諮問事項

- (1) 諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、  
諮問第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問  
第1188号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議
- (2) 株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから申請された再送信同意に係る裁定につい  
て【諮問第1203号】、エルシーブイ株式会社から申請された再送信同意に係る裁定に  
ついて【諮問第1204号】

## 開 会

○根元部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第25回情報通信審議会有線放送部会を開催いたしたいと思います。本日は、委員全員が出席されておりますので、定足数を満足いたしております。また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議の規定によりまして、非公開にて会議を行いたいと思います。

## 議 題

諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第1188号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題は、諮問第1180号から第1190号の、いわゆる「中国地方の裁定案件」でございます。これにつきまして、事務局のほうから、まず説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、まず、右肩に資料25-1と書かれておりますA4の資料、「調査の結果について」というタイトルをつけた資料からご説明をさせていただきますと存じます。

この資料は、前回の審議におきまして、再度事実関係を調査すべきものとされました、再送信を継続している事情等につきまして、申請者、裁定に係る放送事業者双方に確認した結果を取りまとめたものでございます。事業者ごとに1シートとなっております。非常に大部でございますので、ごく要点のみを説明させていただきたいと存じます。

まず、1ページからでございます。初めに、裁定対象者がテレビせとうち株式会社となっている案件につきまして、申請者が日本海ケーブルネットワーク株式会社であるものについて、ご説明を申し上げさせていただきます。なお、他の有線テレビジョン放送事業者とこの相手方のテレビせとうち株式会社との間に関する事実関係の調査につきま

しても、おおむね同様の結果でございましたので、この日本海ケーブルネットワークとテレビせとうちに関する説明で、代表をさせていただきます。

まず、日本海ケーブルからの回答についてご説明を申し上げます。左の列の確認事項の2ボツ、上から2つ目をごらんいただきたいと存じます。同意期限切れにもかかわらず再送信を継続している事情について、「もともと地元住民からの強い要望を受けて再送信をお願いし、放送事業者の同意を得て放送を開始したもので、同意は得られなかったが、放送事業者から流すなどと言わない旨の発言もあり、暗黙の了解が得られているものと理解していた。視聴習慣が定着しており、再送信中止は受信者の利益を損なうことになる」との回答でございました。

続きまして、確認事項の4、再送信を停止した場合の影響についてでございますが、「現在、約3万2,000世帯の加入者がテレビせとうちの放送を視聴しており、再送信を停止すると、相当数の苦情が予想される。また、再送信を停止すると、相当数の解約や利用料金値下げの要請も予想される」との回答でございました。

また、下から2番目の確認事項の7、今後、同意期限切れ再送信のようなことが起きないように、どのような措置を講ずるかについてでございますが、申請者は、「再送信申請の手续に瑕疵がないよう適切な事務処理を徹底し、放送事業者と誠実に協議を行うとともに、正当な理由なく放送事業者から同意が得られない場合、大臣裁定を申請せざるを得ない」という回答でございました。

続きまして、テレビせとうちからの回答についてご説明をさせていただきます。右半分の列の確認事項4、上から言うと5番目の升目になりますが、受信者の利益の保護についてどのように考えるかというこちらからの質問につきましては、「国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外再送信の受信者は、周波数変更対策上の保護対象世帯にしないと認識されており、その時点で区域外再送信受信者の利益は保護されないと考えている」との回答でございました。

また、升目で言うと2つ下の確認事項5、今後、再送信の停止を要請する場合、いつから停止すべきと考えるかについてでございますが、「同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線テレビジョン放送事業者がみずから速やかに再送信を停止すべきと考えている」という回答でございました。

以下、申し上げましたように、相手方がテレビせとうち株式会社からのもので、おおむね同じような回答ぶりでございます。説明は省略させていただきます。10ページ

まで飛んでいただきたいと存じます。

10ページでございますが、これは、Kビジョン株式会社と株式会社広島ホームテレビに関するものでございます。まず、左の列のKビジョンの回答からご説明を申し上げます。確認事項の2ポツをごらんください。同意期限切れにもかかわらず再送信を継続している事情について、「平成8年から再送信を続けてきており、視聴することが習慣として根づいている。再送信を停止することは受信者の不利益を招き、苦情、さらには加入解約を生ずることも予想されるため」という回答でございました。

続いて、確認事項の4、再送信を停止した場合の影響についてでございますが、「受信者からの苦情、解約が予想される。当社では、地元民放からの要請を受け、平成18年10月、区域外の同系列チャンネルをV帯からC帯に移行した。この際、7月からダイレクトメールやチラシなどによって告知し、理解を求めるとともに、無料でチャンネル調整に応じた。それにもかかわらず、実施後には1,000件を超える苦情が寄せられた。再送信停止となれば、さらに大きな影響が出るのは避けられない」という回答でございました。

また、下から2番目の確認事項7、今後、同意期限切れ再送信のようなことが起きないように、どのような措置を講ずるかについてでございますが、申請者は、「専務をコンプライアンス担当として法令順守に努める。再送信同意申し込みに際しては、放送事業者と十分協議を行う」という回答でございました。

続きまして、右側の列、広島ホームテレビからの回答についてご説明を申し上げます。確認事項の4、上から5番目の升目でございますが、受信者の利益の保護についてどのように考えるかについてでございますが、「受信者については、地上波放送事業者がどうのこうの言う問題ではなく、実際に対価を徴収し商売しようとしている有線放送事業者が解決する問題である。また、当社は放送法に基づく県域放送であり、区域外の受信者の利益の保護についてまで考える必要はないと考える」という回答でございました。

また、その2つ下の確認事項の5、今後、再送信の停止を要請する場合、いつから停止すべきと考えるかについてでございますが、「現に有線テレビジョン放送法に違反抵触していることは紛れもない事実である。いつからということではなく直ちに停止すべきであり、法律に基づき免許を与えている行政も指導すべきである。大臣裁定により不法行為を追認することがあってはならないと考える」という回答でございました。

続きまして、その次の11ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは、Kビ

ジョン株式会社と株式会社テレビ新広島に関するものでございます。左の列のKビジョンの回答につきましては、先ほどと同様でございますので、割愛をさせていただきます。

右側の列のテレビ新広島からの回答についてご説明を申し上げます。確認事項の4、中ほどでございますが、こちらをごらんいただきたいと存じます。受信者の利益の保護についてどのように考えるかについてでございますが、「受信者とはCATV事業者との有料契約者のことであり、非契約者（経済弱者）との情報格差のほうが重要な問題と考える」という回答でございました。

また、確認事項の5、2つ下の升ですが、今後、再送信の停止を要請する場合、いつから停止すべきと考えるかについてでございますが、「同意を認めない旨の裁定がおりた場合、要請する。時期については協議する」という回答でございました。

続きまして、次の12ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは、Kビジョン株式会社と広島テレビ放送株式会社に関するものでございます。Kビジョンにつきましては割愛させていただきます。右側の列の広島テレビ放送からの回答についてご説明を申し上げます。

確認事項の4をごらんいただきたいと存じます。受信者の利益の保護についてどのように考えるかについてでございますが、「同意なき再送信という違法状態を継続している有テレ事業者は、受信者の利益の保護という観点からも疑義があり、適格性に欠けると判断せざるを得ない。一方、違法再送信を停止する場合、受信者の利益の保護という観点から、協議の余地がある」との回答でございました。

また、確認事項の5、今後、再送信の停止を要請する場合、いつから停止すべきと考えるかについてでございますが、「違法再送信であり、有テレ事業者の自主判断により早急に停止すべき」との回答でございました。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは、Kビジョン株式会社と株式会社中国放送に関するものでございます。Kビジョンにつきましては割愛をさせていただきます。

右側の列、中国放送からの回答についてご説明を申し上げます。確認事項の4、受信者の利益の保護についてどのように考えるかについてでございますが、「受信者ではなく、ケーブル事業者との金銭的契約者と考えるので、契約者に対しては有線テレビ業者が責任を持って対応すべき。しかしながら、この違法再送信を停止した場合の契約者の混乱防止の対応については協議の用意はある」という回答でございました。

また、確認事項の5、再送信停止要請をした際に、再送信停止日を明示しなかった理由は何かについてでございますが、「協議において停止日を明示しなかったのではなく、当該ケーブル事業者も違法性を認めたのであるから、違法性の解消（＝再送信停止）を即刻求めたものである」という回答でございました。

次に、14ページをごらんいただきたいと存じます。14ページは、株式会社アイ・キャンと株式会社広島ホームテレビに関するものでございます。株式会社広島ホームテレビの回答につきましては、さきにご説明を申し上げましたKビジョンに関するものとほとんど共通でございますので、こちらのほうを割愛させていただきまして、有線テレビジョン放送事業者側の株式会社アイ・キャンからの回答についてのみご説明を申し上げます。

確認事項の2、同意期限切れにもかかわらず再送信を継続している事情についてでございますが、「上記の理由、すなわち平成16年10月31日が同意書面上の期限ですが、その後も継続的に協議をしており、協議期間中は再送信を継続させていただくという認識であったため、再送信を継続しております」という回答でございました。

続きまして、確認事項の4、再送信を停止した場合の影響についてでございますが、「CATV未加入の一般家屋の方が容易に受信・視聴している広島県の放送が、CATV加入者約2万5,000世帯は視聴できなくなります。また、防衛施設庁、山口県庁、民間の高層建築物等による電波障害対策家屋（約6,000世帯）は、広島波・山口波が補償となっているため、再送信を停止することはできません」という回答でございました。

また、確認事項の7、今後、同意期限切れ再送信のようなことが起きないように、どのような措置を講ずるかについてでございますが、申請者からは、「今後は、取締役副社長を本件の担当役員に専任し、重点項目として再送信同意の期限管理を厳しく行います。放送事業者との協議においても取締役副社長を筆頭として臨み、今まで以上に協議を重ねるように努力いたします。また、協議が不調に終わった場合は、速やかに所定の手順に従い対処を行うこととします」という回答でございました。

また、15ページから16ページまでの、株式会社アイ・キャンとテレビ新広島、あるいはアイ・キャンと広島テレビ放送株式会社の組み合わせに関するものにつきましては、それぞれ既に説明したものと重複いたしますので、ご説明については割愛をさせていただきます。

最後に、17ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは、株式会社アイ・キャンと株式会社中国放送についてのものがございます。

まず、左の列、アイ・キャンからの回答からご説明を申し上げます。確認事項の1でございますが、本件は既に再送信が停止されている案件でございますが、この間の事情につきまして、「平成18年2月に再送信同意申請を行い不同意の回答が来たが、その後、協議に行き、協議期間中は再送信を継続させていただくという認識でした。平成19年3月の協議の際に再度不同意の通達を受け、不同意の対象となっているエリアへの送信を停止いたしました」という回答でございました。

また、確認事項の3、今後同様のことが起きないように、どのような措置を講ずるかについてでございますが、申請者からは、「取締役副社長を本件の担当役員に専任し、重点項目として再送信同意の期限管理を厳しく行います。放送事業者との協議においても取締役副社長を筆頭として臨み、今まで以上に協議を重ねるよう努力いたします。また、協議が不調に終わった場合は、速やかに所定の手順に従い対処を行うこととします」という回答でございました。

続きまして、右側の列の中国放送からの回答についてでございますが、まず、確認事項の1をごらんください。不同意をどのように伝えたかにつきましては、「文書及び協議の際口頭で伝えた。理由は、RCCの放送区域を外れていることや著作権上の問題があること、また、拡張区域への違法再送信を黙認するよう申し出があったが、上記理由により断った」という回答でございました。

また、確認事項の3、再送信の停止を要請した際に、再送信停止日を明示しなかった理由についてでございますが、「協議において停止日を明示しなかったのではなく、当該ケーブル事業者も違法性を認めたのであるから、違法性の解消（＝再送信停止）を即刻求めたものである」という回答でございました。

以上、簡単ではございますが、資料25-1についてのご説明でございます。

- 根元部会長 はい、どうもありがとうございました。ここで、一旦質問を受けていいですか。
- 藤島地域放送課長 はい。
- 根元部会長 きょうで5回目でございますけれども、中国地方の裁定問題ですが、いろいろ議論してまいりました。大分での議論をベースに、再送信にかかわる要件について確認をしてきておりまして、ある程度の結論は出ているかと思うのですが、ただ1つ、

中国の場合、調査・検討しなければいけない項目でございますが、これが前回出まして、それが、今回報告としている1から8までの項目について再度調査して、それについて、同意期限切れにもかかわらず再送信をしているという違法状態になっている状況をしっかり把握することと、それからCATV事業者の適格性といえますか、そういうところもしっかり調べないといけないと、それと、今後の対処法も調べなければいけないということでございまして、事務局にこの資料をお作りいただいたわけでございます。委員の方々にも前もって送付いただいておりますので、ごらんいただいていると思いますけれども、何かご質問かご意見がございましたら、お願いしたいと思っております。この調査結果についてですが。

この調査結果を1つの資料として、きょう結論のほうに行きたいと思うのでございますが、それを議論する前に何かご質問。この部分がまだ足りないとか、この辺がよく理解できないとかいうことがございますか。

よろしゅうございますか。それでは、ご質問がありましたら、また後ほどお受けするということにいたしまして、きょうのこの調査結果をベースに、次の審議事項に移らせていただきたいと思います。それでは、お願いします。

○藤島地域放送課長 はい。それでは、ただいまの調査の結果も踏まえまして、事務局のほうで、今回の中国地方からの裁定案件につきまして、答申案のたたき台をご用意させていただきました。資料25-2から25-12までの資料にまとめてございます。これにつきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

この中国地域の裁定案件につきましては、これまで数回にわたってご審議を行っていたところでございます。今回、事務局にて答申案を作成させていただきましたので、その案をまず当方からご説明させていただきます。ご審議をいただき、もしこれでよろしいということでございましたら、答申ということとさせていただきますと存じております。なお、正当な理由の有無に関する判断につきましては、適格性に関する部分を除きまして、第21回の有線放送部会でご審議をいただきましたとおり、大分地域の裁定事例での考え方と同じということで整理をさせていただいているところでございます。

それでは、資料の中身についてのご説明をさせていただきます。まず、資料25-2をごらんいただきたいと思います。答申の案でございますが、「平成19年8月31日付け諮問第1180号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答

申する」。

そして、答申の中身でございますが、まず、「日本海ケーブルネットワーク株式会社の再送信同意裁定申請については、別紙のとおり裁定することが適当である」というふうに前書きで書いておりました、裁定については、次のとおり書いております。2枚目、ページ数では1ページと書いてあるところでございますが、この主文でございます。こちら、日本海ケーブルネットワーク株式会社がテレビせとうち株式会社——以下T S Cと言わせていただきますが、その放送を再送信することについての裁定案でございます。

主文では、まず冒頭で、「T S Cは、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を日本海ケーブルネットワーク株式会社が再送信することに同意しなければならない」というふうに、裁定における結論を記載しております。法律上、裁定に当たっては、再送信することができるテレビジョン放送、再送信の業務を行うことができる区域、再送信の実施の方法を定めなければならないこととされております。それぞれの項目について、この主文のところにて定めております。基本的には、申請者から提出された申請書に基づいて、そのまま認めているというものでございます。

次に、1枚おめくりいただきました2ページから3ページにかけてが、再送信エリアでございます。鳥取県鳥取市、倉吉市及び東伯郡三朝町の一部ということで、申請者からの申請をもとに、地名単位で具体的に特定をしております。

それから、次、下のページ番号で4ページからが、裁定に当たっての理由の部分でございます。まず、1が申請の概要ということで、申請者から提出されました裁定申請につきまして、概要を記載しております。これは、引用をしているだけですので、説明については割愛させていただきます。

次に、1枚めくって6ページでございますが、ここからは、2 申請に係る放送事業者の意見の概要ということで、テレビせとうち株式会社から提出されました意見書の概要につきまして、記載をしているところでございます。これにつきましても、説明については省略をさせていただきます。

そして、さらに1枚めくった8ページの一番下の行、3の判断でございます。ここからが、放送事業者からの主張につきまして、正当な理由があるかどうかの判断の理由について記載をしているところでございます。この内容につきましても、これまでの当部会でのご議論を踏まえて、事務局のほうで案を作成させていただいたところでございます。以下、順にご説明をさせていただきます。

各判断は、2の(1)の放送事業者からの意見の概要にそれぞれ対応して書いております。まず(1)、県域免許における区域外であるため放送責任を負えないこと等を理由に、再送信に係る同意をしないという主張の部分でございますが、判断に当たっての理由について読み上げさせていただきますと、この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現で書いております。大分のときにはもう少し詳しく書いていたかとは思いますが、全く同じ主張ということで、端的に結論だけを書いております。

次に、(3)の著作権処理に問題があるということを経由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「有線テレビジョン放送法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にしております。これについても、大分を踏まえております。

それから、1枚おめくりいただきました10ページでございます。(4)、有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ指摘した問題が一層重大なることを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にしております。

次に、(5)の、協議の継続を一方的に打ち切り裁定の申請をしたことを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「放送事業者の放送意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びTSC双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している」という表現にしております。これにつきましては、もし協議が継続しているという事実認定になりますと、そもそも裁定の前提条件を満たさないということで、一言なお書きを加えさせていただ

ているところでございます。

そして、次に（６）、同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが一般視聴者の理解が得られないことを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現で書いております。

最後に、１０ページの下から４行目でございますが、４結論といたしまして、今回の案の場合、ＴＳＣが主張する理由をそれぞれ検討した結果、「同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない」という結論を記載してございます。

以上が、日本海ケーブルネットワーク株式会社がＴＳＣの放送を再送信することについての裁定案でございます。全体として、大分からの論点と異なるところがほとんどなかったということで、かなり簡潔な裁定案文とさせていただいているところでございます。

なお、資料の２５－３から２５－１０までが、各有線テレビジョン放送事業者からＴＳＣに対する裁定案というものでございますが、基本的に同じ内容となっておりますので、重複する部分の説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。

ただ、このうち資料２５－１０の尾道ケーブルテレビからの裁定申請につきまして、放送事業者のほうから追加意見が出ておりましたので、これについてだけご説明をさせていただきたいと存じます。右肩に資料２５－１０と書かれたものの、下に１０ページと書いてあるところ、後ろから２枚目の紙になりますが、この（６）をごらんいただきたいと存じます。

ここでは、「電波の受信状況が悪いため、良質な再送信が期待できず、そのことによって放送事業者の放送の意図が害される場合は、放送事業者が、再送信に同意しないことにつき正当な理由があることになる。しかしながら、申請者は、本障害を改善するために、既に受信点の変更を行っているところであり、変更後の受信点から放送された番組の映像及び音声は実用に供しうるものであって、放送の意図が害されることはない」と認められる。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現で書かせていただいております。

ここだけが1つ、一番最初の受信点のときには画像が乱れていたというような事実がありましたので、丁寧に再度事実関係の調査をさせていただきました。その結果、有線テレビジョン放送事業者のほうで受信点を動かして、良好に受信できる状態にしたという事実を確認いたしましたので、そのことについて盛り込ませていただいたところでございます。

次に、(8)の同意の申し入れをされていない地域でTSCの放送を行っていることを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございます。この主張につきましては、「申請者は、同意が得られていない業務拡張区域については、現在、再送信を停止しているところである。また、当該地区は本申請における再送信の業務を行おうとする区域にも含まれていない。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にしているところでございます。

これにつきましては、いったん追加申請で上がってきたものを、実は一度も同意がとれていなかったということで、TSCのほうから、これはおかしいという意見が出ていたところでございますが、申請者のほうから自主的に取り下げというのがありましたので、取り下げて、かつ再送信も既にやめているということで、今回の裁定申請にはそもそも上がってきていないエリアであり、かつ、現在再送信も行っていないということで、これについては、今回の同意裁定の判断からは外すということ、確認的に書かせていただいているところでございます。

以上が、資料25-2から資料25-10に関するテレビせとうちに係る裁定の説明でございます。

続きまして、資料25-11が、Kビジョン株式会社からの裁定申請についての答申案でございます。また、資料25-12につきましては、株式会社アイ・キャンからの裁定申請についての答申案でございますが、それぞれ答申の本文につきましては、先ほどの資料25-2から資料25-10までと基本的に同じ構造となっておりますので、ご説明は省略させていただきます。

そして、答申の中身についてでございます。まず、資料25-11のほうで、別紙1をごらんいただきたいと存じます。別紙1につきましては、下に1ページと書いてあるところでございますが、これは、Kビジョン株式会社が株式会社広島ホームテレビの放

送を再送信することについての裁定案でございます。

裁定の主文でございますが、主文では、まず冒頭で、「広島ホームテレビは、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない」という形で裁定の結論を記載して、これまでのご説明申し上げました裁定案と同様、再送信することができるテレビジョン放送、再送信の業務を行うことができる区域、再送信の実施の方法のそれぞれについて、基本的に申請者から提出された申請書に基づいて定めております。また、テレビせとうちの裁定の判断のところの説明させていただいたところにつきましては、以下、ほぼ同様でございますので、説明については省略をさせていただきます。7ページまでちょっと飛んでいただきたいと存じます。

6ページの3判断から始まっている判断の理由の部分でございますが、まず(1)、区域外再送信を安易に容認することは放送制度の整合性を根幹から損なうこと等を理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」というふうに表現をさせていただいております。

そして、これまで一番時間をかけてご審議いただいた、有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、これが、7ページの(3)からのものがございます。この主張につきましては、事務局のほうで、次のような表現でまずたたき台をつくらせていただきました。読み上げさせていただきます。「本件は、HOME——これは広島ホームテレビの略称でございますが——から再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、HOMEと十分に

協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がHOMEの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない」という表現にさせていただきます。

次に、その下の（４）、山口県民等への影響ということを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」というふうに、大分裁定に沿った理由づけにしているところでございます。

以上８ページまでが別紙１の部分でございます、その説明でございます。

次に、８ページの次がまた１ページに戻っておりますけれども、ここからが別紙２でございます。別紙２につきましては、Kビジョン株式会社が株式会社テレビ新広島——以下TSSと省略して言わせていただきますが、その放送を再送信することについての裁定案でございます。こちらにつきましても、これまでご説明を申し上げました裁定案と内容が重複する部分につきましては、説明について省略をさせていただきます、異なる論点の部分についてのみご説明をさせていただきます。

別紙２の８ページ、ただいまの主文のところから４枚めくったところの左側のページをごらんいただきたいと存じます。中ほどに３判断と書いてあるページでございます。

（１）、再送信先の放送事業者の同意を得ていないこと等を理由に再送信に係る同意をしないという主張、それから、次、９ページの（３）、安易な区域外再送信は公正な競争秩序をも破壊するものであり、５つの基準が現状に適していないことを理由に再送信に係る同意をしないという主張、それから、さらにもう１枚おめくいただきまして、１０ページの（５）、有線テレビジョン放送の加入できる世帯と加入できない世帯の情報格差を理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、これらはすべて先ほどと同様の主張でございます、いずれも「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現で、同様に書かせていただいているところでございます。

そして、１０ページの（６）、有線テレビジョン放送事業者に有利と言える基準で大

臣裁定を行い、再送信同意を強制することが大きな問題であることを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にしているところでございます。

以上が、別紙2の説明でございます。

続きまして、またその右側は別紙3で、ページが1ページからというふうに戻っております。これにつきましては、Kビジョン株式会社が広島テレビ放送株式会社の放送を再送信することについての裁定案でございます。こちらにつきましても、重複部分については説明を割愛させていただきまして、説明をさせていただきます。

今度は、11ページをごらんいただきたいと存じます。主文のところから5枚おめくりいただいたところでございます。ここが判断の部分でございますが、(1)、裁定申請要件を満たさないことを理由に再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びHTV双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している」という表現にしております。テレビせとうちのところでございました同様の主張に対する反論とそろえております。

次に、1枚さらにおめくりいただきまして、12ページの(4)、HTVの放送の直接受信が可能な地域等でないことを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現で書かせていただいております。

次に、(6)のCMの地域性等を理由に再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「この主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められな

い」という表現で書かせていただいております、基本的に大分の裁定のときの考え方を踏襲しております。

以上が別紙3についてのご説明でございます。

次に、その右側、別紙4についてのご説明でございます。別紙4は、Kビジョン株式会社が株式会社中国放送——以下RCCと省略させていただきますが、その放送を再送信することについての裁定案でございます。こちらにつきましても、重複部分については割愛させていただきます、10ページに飛んでいただきたいと存じます。

5枚めくった、一番最後から2枚目ということになりますが、10ページ(2)、再送信区域の拡大は放送の意図としての地域を逸脱することを理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございます。この主張につきましては、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」というふうに書かせていただいております。

そして、10ページから11ページの(3)、地元放送事業者による地域の災害情報放送の重要性等を理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「緊急災害情報や地域情報を含め、どのような情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定、制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されなくても、区域外再送信によって山口県民の生命、安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RCCの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にしております。この論点につきましても、大分裁定のときにご議論いただいた点でございますので、そのときと同じ判断でまとめさせていただいているところでございます。

そして、(4)、区域外再送信のCM問題を理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございますが、この主張につきましては、「広告主の意図に反するとの主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が認められない。また、視聴者の混乱を招くとの主張

についても、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にしているところをごさいますて、こちらにつきましても、大分裁定の考え方を踏襲しているところをごさいます。

そして、1枚おめくりいただきました12ページの(7)、大臣裁定制度等を見直すべきであること等を理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございすが、この主張につきましては、「これは行政への要望事項であり、同意をしない正当な理由とは認められない。また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現にしておりまして、こちらについても、大分裁定のときと同様の考え方としているところをごさいます。

ということで、これにつきましても、結論はすべて同意すべきものという結論で締められているところをごさいます。以上が、資料25-11についての説明でございすが。

引き続きまして、資料25-12、株式会社アイ・キャンからの裁定申請につきましての答申案を一括してご説明させていただきたいと存じます。答申の本文につきましては、先ほどの資料25-11までと同じでございすが。そして、中身についてでございすが、資料25-12の別紙1、1枚めくった2枚目でございすがけれども、これにつきましては、株式会社アイ・キャンが広島ホームテレビの放送を再送信することについての裁定案でございすが。裁定の内容につきましては、資料25-11の別紙1の部分と同じでございすが。

また別紙2のところをあけていただきたいと思いますと思ひすが、別紙2につきましては、株式会社アイ・キャンがTSSの放送を再送信することについての裁定案でございすが、こちらにつきましても、資料25-11の別紙2の内容と全く同じとなっておりますので、この2つについては、説明について割愛をさせていただきたいと存じます。

続きまして、別紙3についてごらんいただきたいと思います。株式会社アイ・キャンがHTVの放送を再送信することについての裁定案でございすが。この別紙3の、ちょっと飛びますが、13ページをごらんいただきたいと思います。別紙4の1つ前のところをごさいますて、別紙12の3判断から続く右側のページでございすが。

この(4)をごらんいただきたいと思います。HTVの放送区域は旧岩国市との認識であること等を理由に、再送信に係る同意をしないという主張でございすが、この主

張につきましては、「裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」というふうにまとめさせていただいております。別紙3のその他の部分については、資料25-11の別紙3と同じ内容でございます。

最後に、別紙4、株式会社アイ・キャンからRCCの放送を再送信することについての裁定案についてでございます。こちらにつきましては、その11ページ、後ろから2枚目の手前側といいますが、2枚めくった右側のページをごらんいただきたいと存じます。この(1)でございますが、有線テレビジョン放送事業者としての不適合性を理由に再送信に係る同意をしないという主張についてでございます。この主張につきましては、「申請者は、過去RCCから再送信の同意を得た者であって、本件申請に係る区域については、現在再送信を停止している。また、申請者は、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、RCCと十分に協議を行うこととしている。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない」という表現でまとめさせていただいております。その他の部分につきましては、先ほどの資料25-11の別紙4と同じ内容でございます。

以上、非常に駆け足ではございましたが、答申案の説明は以上でございます。

○根元部会長　　どうもありがとうございました。本件は、8月に諮問を受けまして、これまで議論を進めてきたわけでございますが、きょうは答申案の作成というところに入りたいと思います。

それでは、ただいまのご説明を含めまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

○大谷委員　　もともとこの案件の発端というのは、さまざまなことがあったと思いますけれども、例えば資料25-1で詳しく調査いただいた結果として、また出てきているんですが、ポケモン騒動というのが平成9年のこととしてまた挙がっておりますけれども、やはりいろいろこの答申の案などを見ていって、最終的に思うのは、視聴者保護という観点からこういう結論を出すことは、極めて納得感が高いとは思っているんですけ

れども、やはり放送事業者としては、みずから発信している電波がどこまで視聴者に届いているのか理解して、認識した上で、もし視聴から苦情などが寄せられた場合に適切な対応がとれるための相当の用意が必要だと思うんですね、それだけ影響力のある放送事業というのをやっているわけですので。

それが、区域外再送信という形で、その境界が、細かく見ていくと、一つ一つ見ていくと細かい話なのかもしれないですけども、ほんとうに視聴者に自分たちの情報のどれが届いているのか十分認識しないままずっと続いてきたということについては、やはり異常な状態だったということ、何らかの形で、答申のどこかでコメントしなければいけないのではないかなと思っておりまして、単に視聴者保護ということで現状追認ということではなく、今後の放送事業のあり方について一言何か申し上げるとすれば、やはり放送事業者にとって、だれに何が伝わっているのかということ、十分に認識させるための方法というのがこれからも担保されなければいけないということ、何か意見の形でつけ加えることはできないかなと思っておりまして、これが1点だけ意見でございます。

○根元部会長　ありがとうございます。いかがでしょうか、事務局のほうで何か。

○藤島地域放送課長　ただいまの論点につきましては、事務局のほうでも意識はしていたところでございます。要するに、勝手に広げて、それを視聴者保護だという理由でどんどん追認をします。そのこと自身を是としているわけではないということ。今回の案件につきましてはすべて、ほぼ、これまでの事実関係で明らかになりましたように、一度は同意がされていた、それが切れたというところ、それからあと、若干、同一市町村内で同意がなかったところを広げたというところがあります。

○根元部会長　ただ、議事録か何かに残して、大谷委員がおっしゃったのは非常に大事なので、それをお考えいただくという1つのパスができればいいのではないですかね。

○藤島地域放送課長　このご議論につきましては、議事録にはもちろん残しますし、また私どもとしても、情報通信審議会の委員の方々からそういう意見があったと、それを踏まえて今後の行政を行うというこの形は、示すようにさせていただきたいと存じているところです。

○根元部会長　それでよろしいですか。

○大谷委員　はい、結構だと思います。

○根元部会長　あれ、ポケモンは今どうなんですか。注意しなさいという画面を出して、

責任は果たしていることになっているのですか。○関根部会長代理 インターネット業界のほうでは、ああいう形のフリッカーリングを起こすものは出してはいけないというふうになっているので、放送をつくる側としての配慮に今はなっているはずなんですよ。

○根元部会長 ああ、そうですか。つくるほうね。

○関根部会長代理 ええ、ですから流す側ではないと思います。

○根元部会長 はい。ほかに何かご意見ございませんか。

○長村委員 1点だけ。これはアイ・キャンさんですが、今後の再送信同意の期限管理に副社長を専任し、という非常に強い意思が書かれているんですが、課題があったからこういう書き方で、新体制をとると、確立するということでしょうけれども、今後ともそういう体制でチェック機能が働いているということ、総務省として——これは明文化してもらわない必要はないですよ——何か定期的に管理できるような……。総務省の仕事が増えたらいいので、例えば半年に1回、このタイミングでこのフォーマットでちゃんと報告しなさいとか、そういうルールづくりなんかをされたほうが、ともすれば、何年かたつと緩んじゃうということもありますので、ご要望として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○根元部会長 はい、ありがとうございます。どうぞよろしく。

○藤島地域放送課長 そのように対処させていただきたいと存じます。

○根岸委員 現行の域外再送信の同意とか、あるいは裁定の制度というものを前提にすれば、このような結論になるということだと思います。そして、かつ、これまでやってきた、我々も大分のをやったわけですから、それとの整合性ということも大事ですので、整合性がとれているかどうかということが、重要ということだと思います。

現行の制度それ自体がほんとうにどうかという問題は、もちろんあると私は思いましたけれども、大分の答申のどこかに……。

○根元部会長 要望書……。

○根岸委員 「なお書き」がありましたですね。

○根元部会長 ええ、なお書きをつけさせていただいて、それがベースになって、新しい研究会になっていると思います。

○根岸委員 そうですね。今、大谷委員がおっしゃったのは、そこに一応含まれている

と考えていいのですかね。「なお」というのをここに何かつけてという話がありましたけれども、それは、今、検討されているところに含まれていると……。

○大谷委員　そうですね。地域性のことについてはご議論いただいているという中間とりまとめになっておりますので。

○根岸委員　そうですか。そうすると、前の答申に一応含まれていると。

○大谷委員　改めて申し上げるようなことでもないかもしれません。

○根岸委員　正直言いまして、私が最初にこの制度を聞いたときに、やっぱり何か非常に違和感があった……、私だけかもしれませんが。しかし、これまでの制度の趣旨というか、そういうものが、今、答申の重要なポイント、放送の意図を歪曲しないと、そういうことであれば、基本的に同意を拒否する正当な理由でないということであるということ、そして、仮に同意が得られなければ、裁定をすれば、今のような基準でもって裁定が出るということなんですよ。

したがって、協議が非常に長いというのは確かに違和感がありますけれども、しかし、それは、そういう制度のもとでそのようなことをずっと行ってきたわけですので、それでもって何か問題があるというふうには思われません。基本的には現行制度のもとではこのような答申になると考えますので、賛成したいと思います。

○根元部会長　あと、ございませんか。関根委員、いかがですか。

○関根部会長代理　最初の調査の結果についてのところにちょっとかかわってくるので、蒸し返しになるところがあるんですけども、総務省としては、そして有線テレビジョン放送事業者としては、受信者というものの定義をどんなふうに見ていたのかというのが、もう1回確認させていただけるとうれしかなという気がします。受信者というのは、放送を見ている人をすべて指しているのだろうか。

例えば15ページのこの部分でいくと、有線テレビジョン放送の側からいくと、これは、未加入のほうも見られていて、ケーブル加入者も今見ているわけですよ。これが見られなくなる。この場合は、だから受信者というのは全部を指している。契約者ということではないわけですね。

○藤島地域放送課長　先ほどの15ページの部分に関して言いますと、未加入の人と加入者との公平という問題をここでは言うておりますので、有線テレビジョン放送法で言う受信者というのは、ケーブルテレビ加入者を考えているという理解でございます。

○関根部会長代理　そうですね。それで見ると、この放送事業者は、「受信者とは」

というところで、有料放送のことだよと彼らは思っているわけですね。だから、ここで言っている受信者というのは、彼らは契約者のことを指している。ただ、私たちの意識とか一般人の意識としては、受信者というのは、別に契約者であろうと、それともまたまた電波が届いているから見ている人であろうと、あまり気にしないで、そのテレビを見ている人のことを指しているわけですね。

この場合の、言ってみれば放送事業者と一般の人との意識のギャップのようなものが、この問題を生み出したんじゃないかというところもあるんですね。実際に受信をしている人たちからすると、やはりそれは既得権であるというふうにとらえるべきではないかという気がしますので、ここで闘っているこの2つの言葉に対しては、一番典型的な部分だったなという感じがいたします。私の意見です。

そういうことで、この答申に関しては、私としては、やはり受信者の利益というのを一般人の感覚に基づいて、今見ているものが見られなくなるということはやはり不利益であるというふうにとらえて、そのまま私は裁定をするべきだと思っております。

以上です。

○根元部会長　ほかにございますか。裁定案に関しては、賛成というふうに私は受け取ったものですが……。

○関根部会長代理　はい、結構です。

○根元部会長　私としても、なかなかバラエティーがあり過ぎて大変だなと。それと、時間があまりにもかかり過ぎているなど。それは、どこかルールが少し抜けていて、両方とも何をどうしていいかわからないというのがあったのかもしれませんが。結果として日数がかかってしまって、デジタルに切りかえという1つの制度の変わり目で、これが顕在化してきたという気がするんですね。

ただ、やはりルール化というのはぜひ必要で、それからコンプライアンス対策もぜひに必要で、研究会等でご議論いただくんでしょうけれども、我々の役割としては、先ほど根岸委員がおっしゃったようなスタンスで、視聴者保護といいますか、既得権の確保という意味で妥当であると。問題ないとは言えませんが、不適合ではないというように感じとらまえているところでございます。私ですけどね。それで、答申案はこれでいいのかなと思っているところでございます。

それで、本日、この案をもって答申としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長 はい、じゃあ、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○吉本中国総合通信局放送部長 一言よろしいでしょうか。中国総合通信局の放送部長の吉本でございます。長い間のご審議、それと本日のご答申、ほんとうにありがとうございました。ケーブルテレビ事業者におきましては、法令順守について改めて認識を持って当たりたいと言っております、その状況について、また引き続き中国総合通信局としても、法令順守のほうをしっかりとやるように指導してまいりたいと思います。

○根元部会長 どうぞよろしく申し上げます。

株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第 1203 号】、エルシーブイ株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第 1204 号】

○根元部会長 それでは、次の審議事項に移らせていただきたいと思います。次は、諮問第 1203 号及び第 1204 号の、長野県の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請、それに対する放送事業者からの意見書の概要及び長野県知事への意見聴取結果について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤島地域放送課長 はい。それでは、ただいまの株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから申請された再送信同意に係る裁定について、エルシーブイ株式会社から申請された再送信同意に係る裁定についての議案につきまして、資料が非常に大部にわたっておりますが、お時間の関係もございますので、ごくかいつまんでご説明をさせていただきますと存じます。

まず、諮問文でございますが、資料 25-13 の諮問第 1203 号、これを代表として諮問文を読み上げさせていただきますと思います。「諮問第 1203 号、平成 20 年 1 月 28 日、情報通信審議会会長庄山悦彦殿、総務大臣増田寛也。諮問書。平成 19 年 6 月 13 日付けで、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから、有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第 3 項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。よって、同法第 26 条の 2 第 3 号及び有線テレビジョン放送法施行令（昭和 47 年政令第 441 号）第 1 条に基づき、当該裁定について諮問する」という諮問文でございます。

引き続きまして、この資料についてのご説明をさせていただきますが、1枚おめくりいただきまして、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンからの裁定申請の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、裁定申請日は平成19年6月13日でございます。

裁定申請者である株式会社テレビ松本ケーブルビジョンでございますが、長野県松本市に本社を置き、長野県松本市及び塩尻市の各一部、東筑摩郡波田町及び山形村の各全域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます。加入者は約7万5,000世帯となっております。裁定の対象事業者は在京キー5局、日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日及び株式会社テレビ東京でございます。

裁定申請の理由といたしましては、再送信同意に係る協議が不調のためとされておられまして、在京キー局各社の高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）の再送信を希望しております。

再送信を行おうとするエリアは、業務エリアと同じく、長野県松本市及び塩尻市の各一部、東筑摩郡波田町及び山形村の各全域でございます。この申請書の最後のページに、10ページになりますけれども、具体的な再送信希望エリアが記載されております。

また、再送信の開始希望日は、裁定があり次第速やかにということでございます。

協議の経過でございますが、平成16年7月から平成19年6月まで、区域外再送信に係る協議を在京キー局及び長野県の民間放送事業者と継続してきたところですが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったものと記載されております。

続きまして、2ページのほうの意見の対立点でございます。申請者によりまして、在京キー局各局が、高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）の区域外再送信に係る同意を承諾できない理由として、各放送事業者の主張は次のとおりと記載されております。

まず、日本テレビ放送網株式会社につきましては、4波が地元より出ているのに不満であるのか、キー局として、系列局の経営状況等を考えなくてはならない等の主張でしたが、申請者としては、系列局の同意がとれないことは、同意を拒否する正当な理由に当たらない等の主張をしているというところでございます。

次に、②。失礼しました、3ページになっております。株式会社東京放送につきましては、長野のような4局地域は充足されている。系列局の経営に大きな影響が出る等の

主張でございましたが、申請者としては、系列局の同意がとれないことは、同意を拒否する正当な理由に当たらない等の主張をしているところでございます。失礼しました、4ページに入っております。

それから、③株式会社フジテレビジョンにつきましては、地元系列局が同意をしない等の主張でございましたが、申請者としては、系列局の同意がとれないことは、同意を拒否する正当な理由に当たらない等の主張をしているところでございます。

④株式会社テレビ朝日につきましては、4波地域は最低要件を満たしている等の主張でしたが、申請者としては、系列局の同意がとれないことは、同意を拒否する正当な理由に当たらない等の主張をしているところでございます。

それから、5ページの⑤、株式会社テレビ東京につきましては、現在は同意をしていない、番組販売に影響が出ている等の主張でしたが、申請者としては、現在の同意拒否には正当な理由がない等の主張をしているところでございます。

以上が、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンからの裁定申請の概要でございます。

続きまして、資料25-14、エルシーブイ株式会社からの裁定申請の概要につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。諮問文につきましては、先ほどのテレビ松本ケーブルビジョンからのものと同じでございますので、読み上げは省略させていただきまして、事業者の概要のみを簡潔にご説明させていただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、裁定申請日は平成19年6月13日。テレビ松本ケーブルビジョンと同じでございます。

裁定申請者であるエルシーブイ株式会社でございますが、長野県岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、北佐久郡立科町及び山梨県北杜市白州町大武川の各一部において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約9万4,000世帯となっております。

裁定の対象事業者は在京キー局5局、日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日及び株式会社テレビ東京でございます。

裁定申請の理由としては、再送信同意に係る協議が不調のためとされており、在京キー局各社のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望しております。

再送信を行おうとするエリアは、長野県岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、塩尻市北小野、北佐

久郡立科町及び山梨県北杜市白州町大武川の各一部でございまして、これも申請書の一番最後のページ、10ページから11ページになりますが、そこに別紙として具体的な再送信希望エリアが記載されております。

また、再送信の開始希望日につきましては、裁定があり次第速やかにということでございます。

協議の経過でございますが、平成16年7月から平成19年6月まで区域外再送信に係る協議を在京キー局及び長野県の民間放送事業者と継続してきたところですが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったというものでございます。

意見の対立点等につきましては、先ほどご説明申し上げましたテレビ松本ケーブルビジョンのケースと同様でございますので、説明については割愛をさせていただきたいと存じます。

まず、諮問案件についての説明が以上でございます。

引き続きまして、これに対しまして、在京キー局5局から提出された意見書の概要につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。資料25-16から資料25-20までの各資料でございますが、それぞれ非常に大部にわたっておりますために、事務局のほうで資料25-15といたしまして、全体の概要について簡潔に取りまとめさせていただきました。意見書につきましては後ほどご参照いただくといたしまして、この場では、事務局のほうでまとめました資料25-15に従いまして、ご説明を申し上げさせていただきたいと存じます。

総務省のほうでは、長野県の有線テレビジョン放送事業者2社からの裁定申請を受けまして、有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、東京都の放送事業者、つまり在京キー局5局に対して意見書の提出を求めました。それに対しまして、昨年7月30日に5社から意見書が提出されました。その概要がこの資料25-15のとおりのものでございます。

それでは、2番目の、放送事業者の「同意できない」とする主な理由につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。まず、放送の意図の観点からの理由といたしまして、放送の意図には、編成意図に限らず、放送される地域（地域性）も含まれる。長野県は、「放送を意図する地域」に含まれないというような意見がございました。

次に、経営的・金銭的な観点からの理由といたしまして、同系列の放送事業者の視聴率等が下がることは、系列ネットワークの体制維持に悪影響を及ぼし、地元民間放送の

無料番組視聴者が有料のケーブルテレビ番組を視聴せざるを得なくなる、地元放送事業者の経営や地元経済に打撃がある、適正に番組を購入し、著作権を保有する地元放送事業者への番組販売ができなくなる、著作権処理に問題があるというような意見がございました。

次に、制度的な観点からの理由といたしまして、区域外再送信そのものが区域免許制度に矛盾する、裁定制度導入時に比べて、ケーブルテレビ事業の規模拡大等が進む中、大臣裁定制度及び5基準を見直すべき、著作権法と有線テレビジョン放送法が不整合であるというような意見がございました。

また、その他といたしまして、区域外再送信の視聴が常態化すれば、地域の災害情報等を見る機会を失い、地域住民に不利益を及ぼすためというようなものが記載されておりました。

次に、2ページ目でございますが、さらに、協議途中または協議不十分な中での裁定申請は遺憾である、4波地域である長野県では情報格差は生じていない、再送信停止要請にもかかわらずアナログ放送において再送信を続けていることは、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けるというような意見が述べられております。

以上が、在京キー局5局から提出された意見書の概要でございます。繰り返しになりますけれども、各放送事業者から提出されました意見書につきましては、日本テレビにつきましては資料25-16、東京放送について資料25-17、フジテレビについて資料25-18、テレビ朝日について資料25-19、テレビ東京につきましては資料25-20に、それぞれ意見書の写しを資料として添付しておりますので、今後のご審議のご参考としていただければと存じます。放送事業者からの意見につきましては以上でございます。

さらに、引き続きまして、資料25-21につきましてもご説明をさせていただきたいと存じます。本諮問案件につきましては、長野県知事に対しまして、事務局のほうから、在京キー局、他の区域外再送信についての意見を求めておりまして、昨年9月5日にその回答がございました。これが、資料25-21の資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、在京キー局5社からの意見書の中に、視聴者及び地元経済への影響について懸念する意見が幾つかございましたことから、各意見につきまして長野県知事の意見を求めたものでございます。

まず、在京キー局波の区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると、地元放送事業

者の災害情報や地域情報が見過ごされることにより、長野県民の生活が脅かされ、また地元情報に接する機会が減少することにより、視聴者にとって文化面・生活面でかえって不利益になるのではないかという点につきまして、難視聴地域を抱える県では、区域外再送信チャンネルの視聴の常態化のいかににかかわらず、災害情報等が見過ごされる懸念があり、こうした問題は、新たなシステム開発など、他の手段により解決すべき問題と考えるという意見をいただきました。

また、在京キー局波の区域外再送信は、地元放送局の視聴率を低下させ、将来にわたって経営への深刻な影響があるという点、及び在京キー局波の区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、ひいては長野県経済に悪影響が出るという点につきまして、視聴率、ひいてはCM価値のある程度の低下が懸念されているが、本県としては、具体的な数値等を持ち合わせていない。なお、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン及びエルシーブイ株式会社は、平成11年または平成12年以降、在京キー局5社から再送信を拒否されたものの、実態としては現在までアナログ放送による再送信を継続しているとのことをご意見をいただきました。

最後に、その他の意見といたしまして、地元放送局と日本ケーブルテレビ連盟信越支部の加盟者との話し合いが進捗していない状況であったため、県では、平成19年4月から6月にかけて両者の話し合いの場を設定したが、合意には至らなかった。こうした経緯もあり、本事案について県として判断することは非常に難しいが、これまで有線テレビジョン放送を視聴してきた県民にとり、地上テレビのデジタル化に伴い、今まで視聴できた在京キー局5社の番組を視聴できなくなることは、生活習慣上、あるいは文化的水準の確保の面から、耐えがたいものがあると考えられる。なお、別添のとおり、裁定申請2社の放送区域に係る市町村長から、地上デジタル放送の区域外再送信が可能となるよう配慮されたい旨の要望書が提出されているところであるとのことをご意見をいただきました。

資料25-21についての説明は以上でございます。以上です。

○根元部会長 どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただきましたが、何かご質問はございますか。

○長村委員 1点いいですか。

○根元部会長 はい、どうぞ。

○長村委員 大分のときから、必ずローカル局の主張の中に、経営に対する大きな影

響とかいうのが入っていますよね。これまで、再送信をケーブルテレビ会社がしたことによって、例えば倒産したローカル局があったのか、なかったのか、大リストラが行われたのかどうか、その辺の傾向というのはどうなんですか。

○藤島地域放送課長　今まで地上放送事業者で倒産した例というのはございません。

○長村委員　ないですか。

○藤島地域放送課長　はい。

○長村委員　かなり経営が逼迫している地域もあるんですか、ローカル局で。必ずこれが入るでしょう。

○吉田放送政策課長　よろしゅうございますか。これを見ますと、地上波でデジタル化を進めておりますが、例えばデジタル化投資等の最近、設備投資に絡みます償却費等が財務上ということで、例えば経常ベースでいいますと、赤字を単年度で計上している会社が、例えば昨年度であれば18社程度とか、短期的に言うると若干増えているというような実態等がございますが、ただ、これはいわゆる一般の企業でいうところの逼迫等に相当するかどうかということは、私どもは、必ずしもすべて個別社におきまして経営状況をつまびらかに把握しているわけではございませんけれども、デジタル化投資に伴う一時的な費用増というふうに思っております。

ただいまございましたような、いわゆる再送信との関係におきまして、経営上の非常に負担といたしますか、影響というふうなことは、放送事業者のほうから例えば具体的な数値・データ等でお示しをいただいたということは、現在まではございません。

1点だけ、先ほど、経営につきましては、実は今、近畿の個別の放送局で、以前に非常に経営困難になった事例がございますけれども、これは全く別の事象でございまして、そういう特殊事例を1つ除きますれば、現在までのところ、地上波の放送局がそういう経営上の運営の困難に陥ったという状況はないということです。

○長村委員　ないと。ありがとうございました。

○根元部会長　ほかに。

○関根部会長代理　ちょっと関連でよろしいですか、教えていただきたいんですけど。放送局の収入というのは、私は、基本的には広告収入がメインだと考えていたんですが、地方の系列局というのは、地域の中小企業者なり地元の企業者なりの広告を受けて、つくってもいるわけではありますよね。その割合というんですか、ものすごく小さいような気がするんですけれども、別にそれ自身が減ったからといって、経営を脅

かすぐらいに小さくなってしまいうということはないんですよね。その辺の割合ってどうなんでしょうか。

○吉田放送政策課長　この場で、今、地域のローカル局についてのそのあたりの……。おそらく個々の局ごとの……。

○関根部会長代理　違うと思いますけどね。

○吉田放送政策課長　経営の状況がありますので、例えば地域局のCMの収入等というふうなことを個別に把握しているわけではございません。私どもは任意に、決算時期ごとにいわゆる経常ベースの数値等を総務省としても把握しておく必要があるということで、ご報告はちょうどしているところでございますけれども、今、委員ご関心の部分について、個別に立ち入った細かい状況を把握しているわけではございません。

○関根部会長代理　すみません。ちょっと私も関心があって聞いてしまったものですから。ですから、言ってみれば、再送信をしてしまって、東京からのものを真っすぐ受けてしまうと、地元のローカルでつくった放送を見る機会が減ってしまう可能性もあるとは言えるわけですよね。だから、それが、言ってみれば、放送局の収入に直結するという可能性もないわけではないのかなと思ったので、それでちょっと聞いてみたんですけれども。わかりました、ありがとうございます。

○根元部会長　じゃあ、大谷委員。

○大谷委員　すみません、違う点なんですけれども、資料の番号でいきますと25-19で、テレビ朝日からの意見書の中に、番組の購入について書かれている部分があるんですけれども、これはテレビ朝日だけでしょうか。長野県地域で、系列局がキー局の番組……。

○関根部会長代理　何ページですか。

○大谷委員　すみません、23ページぐらいからかと思うんですけれども。番組を買えという主張が出てきているのは、テレビ朝日だけですか。ほかのテレビ局、キー局からの意見の中にはなかったかと思うんですけれども、テレビ東京だったかどこかに、木曜洋画劇場は、キー局とそれから系列局にしか配信しない前提で契約を結んでいるので、それ以上に広げるには改めて許諾が必要だと、権利者との交渉が必要だというようなことを述べられているんですが、このような主張も今までにあったのかどうかはそもそもちょっとよくわからなくて、初めて詳しく……。初めてというか、今いた

だいてざっと見渡しただけなので、見落としがあるかもしれないんですけども、実際に、例えば著作権処理等について、キー局と系列局との間での実態が、テレビ朝日だけではなくて他社についてはどのような状態なのか。特に他社から許諾を受けた番組の配信などについての契約の実態などについてはどのような状態なのか、ご存じのことがあったら教えてください。

○藤島地域放送課長 著作権処理をどうやっているというのは、一種企業のノウハウみたいなところにかかわる話のようでして、正直、具体的にどのような権利処理手続をとっているかというのは、内容の詳細は存じ上げないというのが実態でございます。

○根元部会長 ほかにご質問は。それまで行くと、もう放送業界の経営の本質ですからね。それで、結局買ってきて、系列に渡してということをやっているわけですからね。だから、さっきも書いてあったように、CATVも買えばいいのかもしれませんが、簡単にね。そういうルールになれば。放送業界も大変なんでしょうから、今、商業収入がいろんなところに流れていますからね。決まった一定量の広告料がメディアにみんな分散しますから、多分、大変なんでしょうね。

○根岸委員 ちょっとよろしいですか。

○根元部会長 はい。

○根岸委員 今回提出された申請というのが、従来とどこが違うかという問題ですね。変わらないのであれば、何か同じように行くということですが、それでいいかというのがちょっとよくわからないのです。前からアナログとデジタルというのがあったわけですが、それが違うからといってどう違うのかという問題がありますよね。それ以外に何か違うところがあるのでしょうか。地域の話を言われていますが、地域について、何か従来のものとこれは違うのでしょうか。大体隣のというか、そういう感じですよ。この場合も隣と言えれば隣の様な気はしますけれども、ちょっと何か違う様な気もする。

それから、これは私の不明を恥じるわけですけども、区域外再送信のときにどの地域でもそれを指定してやってくれということを行ったときに、それは認められるのかというか、もともと、5基準を考えたときにそういうことを想定していたのかという問題があるのではないかと思うのですけれども、これから検討するのかもしれませんが、もし何かわかるようなことがあれば。

○藤島地域放送課長 著作権の話、CMの話、幾つかございますが、ただ技術的な問

題として、有線テレビジョン放送法ができたときには、地域が無尽蔵に広がるということが現実問題として想定しにくかったのであろうと。コスト的に意味がない、引き合わないだろうというようなことで。

ところが、光ファイバーケーブルの発達、インターネットの相互接続によって、それが技術的に非常に安価になって、手軽にできるようになったと。したがって、これが初めて具体的な問題として顕在化してきたのではないかというところでありまして、したがって、この問題については、やはり有線テレビジョン放送法が最初想定していなかった問題で、現在は想定しなければならない問題ではないのかというふうに議論が深まっております。

○根岸委員　なるほど。それから、もう一つだけですけれど、私、最初——同じことを繰り返していますけれども——伺ったときに、ちょっと違和感があったのは、今、番組を適正に買ってお金で解決するという、そういう普通の、普通という言い方も適切かどうかわかりませんが、ビジネスであればそういうことを考えるのではないかと私は思ったわけです。だから、お金で何か解決できないでしょうかというような質問等をしたと思いますけれども、同意するということとお金という問題はもちろん同じではなくて、著作権でも許諾権と許諾は拒否できないが報酬は取れるというようなものもあるわけで、二つの問題は別の問題として考えられるわけですが、これを論点というか、重要な問題にするかどうかは別ですが、番組についてお金がどういうふうになり取りされているかを、ちょっと説明していただくとありがたいのですが。

今、実際のところ何も請求していないんですよね。請求しないということは、多分、それなりに別に理由があって、請求しなくてもやれるのか、請求することに何か後ろめたさがあるのか、請求しなくてよい何か理由があって、ほんとうに困っているなら多分請求するはずだと思うのです。何かわかっているのであれば教えていただきたい。

○根元部会長　そうですね。それは、資料を準備いただけますか。

○藤島地域放送課長　検討させていただきます。

○根元部会長　私も気になるのは、大きい違いはアナログとデジタルだと思うんですよね。アナログというのはもう歴史が古くて、インフラ整備ということで、放送業界が自腹を切ってやっていたんですが、今度はインフラ再整備ですから、全部とりかえだから、大きいお金が動くはずですよ。そうすると、それができて「はい、ただ」というと、インフラただ乗りの……、ここにも書いてありますから、それもちょっと気

になるところなんですね。ですから、その辺を少し教えていただければと思います。

○藤島地域放送課長 検討させていただきます。

○根元部会長 ほか、何かご質問ございますか。

それでは、諮問をいただいているわけですが、今後の進め方について……。

○関根部会長代理 もう1点だけすみません、後出しじゃんけんで申しわけない。テレ朝からの意見の中で、確かに主要番組の9割は同一というふうに出ていますよね。ですから、ケーブルのほうから7割・3割ということが出てきていいんですが、これがどういうふうに動いていっているのか、それと、ほんとうにそれぞれのキー局で主要番組が何割ぐらい出されているのかという数字を、ほかの4つ分あわせて、ちょっと教えていただけるとありがたいです。傾向ですね。

○藤島地域放送課長 はい。これについては、ケーブル側と民放側とで基準がどうも違うようでして……。

○関根部会長代理 わかる範囲で結構ですので、すみません。

○藤島地域放送課長 検討させていただきます。

○関根部会長代理 よろしく願いいたします。

○根元部会長 では、あと、今後の進め方ですが、それをご説明いただければと思います。

○藤島地域放送課長 はい。それでは、事務局のほうでの今後の進め方の、今のところの段取りについてご説明させていただきたいと存じますが、長野県の有線テレビジョン放送事業者からの裁定につきましては、ただいまご説明したように、昨年6月に申請を受理いたしております。それから、放送事業者の意見を聞き、長野県知事の意見を聞いたのが8月、9月というところがございますが、それからしても相当な時間がもう既に経過してまいりました。中国地方の裁定にずっとかかり切りということで、やむを得なかった面はあったかとも思いますけれども、それにしても、もうこれ以上放置はできないだろうということで、今般諮問をさせていただいたところでございます。

ただ、一方では、先ほどから話に出ております、昨年末の区域外再送信研究会の中間取りまとめでの1つの考え方が出たところを受けまして、民間放送連盟とケーブルテレビ連盟の両連盟間で、全体的な再送信のルールについて話し合いをしようではないかと、そういう機運も非常に強く起こっておりまして、現在まだ合意には至ってお

りませんけれども、その後、真摯に話し合いも進められているというようなところでございます。それなりに進展してきているというような話も聞き及んでいるところでありまして、その協議の進捗状況も横目で見ながら、長野の案については審議をしていただくということになるかと思っております。

そこで、とりあえず次回は、通常のルールといたしますか、パターンであれば、関係事業者を呼んで、まずはヒアリングをします。そして、事実確認なりをしたり、考え方の確認をするという手順がオーソドックスかというふうには思っておりますけれども、先ほどの話し合いの状況いかんによりましては、ここでヒアリングというのを次回いきなりやるより、また別のことをやって、また話し合いを見守るということも必要なケースがあろうかとも存じますので、次回以降の日程及び審議内容につきましては、別途、事務局と部会長とのほうで相談して決めさせていただければと存じております。よろしくお願ひ申し上げます。

○根元部会長　ただいまのご説明いただいたような今後のスケジュール案でございますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　当事者間でよく話をしてもらうのが一番いいわけで、急速に進むことを大いに期待するのですが、それを見ながらということにさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で本日の議題は終了してあります。委員の皆さん、何かご発言ございますか。

## 閉　　会

○根元部会長　それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。次回の有線放送部会につきましては、先ほどご説明がありましたように、別途、確定になり次第事務局からご連絡を差し上げますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。